

## 本当にもうかりますか？ そのお誘い



消費者庁イラスト集より

事例 友人に簡単にもうかる話があると、タワーマンションの一室に連れていかれた。豪華な部屋に住んでいる人に「暗号資産で今の暮らしを手に入れた。今なら100万円が10倍になる。」と投資を勧められた。学生なのでお金がないというと、「今やらないと乗り遅れて勝ち組になれない。借金してもすぐに元は取れる。人を紹介するとさらに高額なマージンが手に入る。」と言われた。「お金の借り方を教える。」と友人にサラ金に連れていかれ、断り切れず借金をして現金を渡した。契約書や領収証はもらっていない。

その後、人を誘うことができずマージンをもらえないので、借金返済のため暗号資産を出金しようとした。しかし、運用中ですぐに出金できないといわれ、友人とも連絡が取れなくなった。お金を返してほしい。

事例のように人を誘うことを前面に押し出さず、別の名目でもうかるかのように勧誘するマルチ商法の手口が増えています。

### マルチ商法とは？

マルチ商法は「MLM（マルチレベルマーケティング）」「ネットワークビジネス」「連鎖販売取引」と呼ばれることもあります。自分が勧誘した人が契約するとマージンが入る仕組みで、トラブルが多いため法律で厳しく規制されています。

### ねずみ講（無限連鎖講）とは？

マルチ商法と似ている商法に「ねずみ講」と呼ばれるものがあります。「ねずみ講」は商品などが介在せず、お金を集め、集めたお金から配当をするのでいつか必ず破たんします。右の図のように1人が2人勧誘すると、いずれ日本の人口を超えてしまいます。法律では「ねずみ講」を開設することも勧誘することも禁じられています。

一見マルチ商法のように見えても実態は「ねずみ講」の場合もあるので注意が必要です。



消費者庁イラスト集より

## なにが問題なの？

### 簡単にもうかる話はありません！！

- 人を誘うことは容易ではなく、誘った人から敬遠され人間関係が損なわれます。
- 人を誘うと自分も加害者になってしまいます。
- 法律を守って勧誘しても契約を取ることは難しいため
  - ✓ 販売目的を隠して誘う
  - ✓ 長時間の勧誘をする
  - ✓ だれでも簡単にもうかるように思わせる
  - ✓ うその年収を申告するよう誘導し無理な借金をさせるなどの違法な勧誘をしてしまうことがあります。
- 契約金額が高額になり、借金をしてまで契約をすると返済ができなくなる場合があります。
- 契約先が海外の事業者だったり、所在不明で交渉すらできない事例が増えています。

令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられました。学生や成人になったばかりの若者が特に狙われています。

**身近な人に悩んでいるような様子があれば、なるべく早く消費生活センターにご相談ください。**



消費者庁イラスト集より

## 勧誘されたらどうしたらいいの？

すぐに契約せず、周りの人にも相談をしてみましょう。契約をしても、**法律で定められた書面を受け取った日・商品を受け取った日、いずれか遅い日から 20 日間は、クーリング・オフ（無条件解約）できます。**クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約は可能です。入会から 1 年以内、引き渡しから 90 日以内、未使用などの条件を満たせば、違約金を払って商品を返品できる場合があります。

## お金が返ってこないことも・・・

「相手業者に連絡がつかない」「返金を約束したのに、なかなかお金を返してくれない」などの事例が増えています。後でクーリング・オフしたらよいと安易に考えて契約しないようにしましょう。